教生　第　　７２　号
令和３年　５月１２日

公民館長　各位

福井市教育委員会事務局
生涯学習課長　山本 桂一郎（公印省略）

新型コロナウイルス感染症対策に係る
公民館事業の対応基準等の見直しについて（通知）

みだしのことについて、今般の福井県感染拡大特別警報や緊急事態宣等の内容から、段階の基準及び目安を見直しました。

つきましては、今後は下記の基準を参考に運用しますので、内容を十分確認し、対応をお願いします。

併せて、県の緊急事態宣言が特別警報に変更された事から福井市公民館の対応を５月１４日（金）より５月２８日（金）まで、段階『３』に変更します。

記

※下線部が変更点。

【段階の基準】

段階	1	2	3	4	5※1
使用時間	9～21 （開館時間内）	9～21 （開館時間内）	9～20※2	9～17	―
同時使用	○	○	×	×	×
貸　館	制限なし	２時間/回	地域団体 １時間/回	地域団体 １時間/回	中止
自主Ｇ	制限なし	２時間/回	地区住民 １時間/回	中止	中止
事　業	制限なし	室内は ２時間/回	地区住民 室内は１時間/回	中止	中止

※1：段階の『５』は公民館内で感染者を確認された場合で、当該公民館のみ適用。

※2：国や県の行動制限や休業要請等がある場合には使用時間を 9～17 とする。

【段階の目安】

段階	拡大時	収束時
1	県内で感染者を確認	直近２週間感染者が確認されない
2	市内で感染者を確認 （県注意報・警報以下）	県特別警報解除
3	県特別警報発令（行動制限や休業要請等がある場合には警報以下でも検討する）	緊急事態宣言解除
4	緊急事態宣言発令	―
5	公民館内で感染者を確認	閉鎖後２週間経過

※状況によってはより高い段階と判断する場合があります。

【段階判断のタイミング】

・原則 2 週間程度、感染状況を確認した上で、見直しますが、国や県の発表内容により見直し時期を早めることがあります。